

議案第101号

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月4日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

山陽小野田市水道事業給水条例(平成17年山陽小野田市条例第195号)の
一部を次のように改正する。

第9条中「第5条」を「第6条」に改める。

第36条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき 10,000円

第39条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

山陽小野田市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第6条</u>に規定する基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 手数料は、次の各号の区分により、申請者からこれを徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 指定給水装置工事事業者更新手数料 1件につき</u> <u>10,000円</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が令<u>第6条</u>に規定する基準に適合していないとき</p>	<p>(給水装置の構造及び材質)</p> <p>第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）<u>第5条</u>に規定する基準に適合しているものでなければならない。</p> <p>(手数料)</p> <p>第36条 手数料は、次の各号の区分により、申請者からこれを徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第39条 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が令<u>第5条</u>に規定する基準に適合していないとき</p>

は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

は、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)